

資料 1

栃木県国民健康保険運営協議会運営要領  
の制定について

## 栃木県国民健康保険運営協議会運営要領の制定について

### 1 改正内容

国民健康保険法の一部改正により栃木県国民健康保険運営協議会を設置することとなったことから、その運営に関し必要な事項を定めた「栃木県国民健康保険運営協議会運営要領」を制定する。

### 2 施行期日

平成30年11月14日

(参考) 栃木県国民健康保険運営協議会、国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、栃木県国民健康保険運営協議会、国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例（平成29年栃木県条例第35号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 栃木県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(会議)

第3条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第4条 協議会の庶務は、保健福祉部国保医療課において処理する。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

## 栃木県国民健康保険運営協議会運営要領

### (趣旨)

第1条 栃木県国民健康保険運営協議会、国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例施行規則（平成30年栃木県規則第20号）第5条の規定に基づき、栃木県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (委員欠席の取扱い)

第2条 委員が協議会に出席できない場合の代理出席は、これを認めない。

2 委員が協議会に出席できない場合は、あらかじめ通知のあった事案について文書をもって意見を述べることができる。

### (意見の聴取等)

第3条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求めてその意見又は説明を聴取することができる。

### (会議の公開)

第4条 会議は、原則として、公開とする。ただし、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号）第7条各号に定める情報に該当するものと認められる事項を審議する場合及び会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合はこの限りでない。

2 会議の非公開の決定は、会長が協議会に諮って行うものとする。

3 協議会は、会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにするものとする。

### (公開の方法等)

第5条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、会長が当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

2 会議の傍聴定員は、県政記者クラブ加盟各社に属する記者を除き10名とする。

3 傍聴は、受付で傍聴希望者に氏名、住所を記載させた上で、先着順に定員に達するまで認める方法で行うものとする。ただし、定員に達した後も傍聴席等に余裕がある場合は、傍聴を認めるものとする。

4 会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る遵守事項等を別紙のとおり定め、傍聴者への周知等会議開催中における会場の秩序の維持に努めるものとする。

### (議事録)

第6条 会議の内容については、議事録を作成し、会長が指名した議事録署名人2名が署名するものとする。

### (雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この要領は、平成30年11月14日から施行する。

## 傍 聴 要 領

栃木県国民健康保険運営協議会

### 1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、会長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 会議の受付は、先着順で行い定員になり次第、受付を終了いたします。

### 2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が3の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

### 3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。